

食品関係事業者の方へ

食品関係営業許可申請・ 営業届出の手引き

令和3年6月1日から
新たなルールが始まります



「改正食品衛生法」について (p.1)

「営業許可申請」について (p.2～)

「営業届出」について (p.7～)

「食品衛生申請等システム」について (p.10)

令和3年6月1日以降の許可の更新は、改正石川県食品衛生法施行条例に基づく新規の許可申請となります。

石川県健康福祉部薬事衛生課

令和3年3月

食品衛生法の改正について

食品衛生法の改正（平成 30 年 6 月公布）に伴い、営業許可制度が見直されるとともに、営業届出制度が創設されました（令和 3 年 6 月 1 日施行）。

食品関係の営業を始める時には、飲食店などの多くの業種で、食品衛生法に基づき営業許可の取得や届出が必要となっています。許可を受けるにあたっては、施設が基準に適合する必要があり、また、許可取得まで、手続きに時間がかかる場合があります。

本書で手続きの流れなど要点をご確認の上、詳細については施設を管轄する保健所に、早めにご相談ください。

令和 3 年 6 月 1 日以降の新たな許可、届出、届出不要の業種一覧

① 食品衛生法の要許可業種

- | | | |
|--|----------------|---------------|
| 1 飲食店営業 | 10 食品の放射線照射業 | 21 酒類製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 11 菓子製造業 | 22 豆腐製造業 |
| 3 食肉販売業（未包装品の取扱い） | 12 アイスクリーム類製造業 | 23 納豆製造業 |
| 4 魚介類販売業（未包装品の取扱い） | 13 乳製品製造業 | 24 麺類製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 14 清涼飲料水製造業 | 25 そうざい製造業 |
| 6 集乳業 | 15 食肉製品製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 7 乳処理業 | 16 水産製品製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 17 氷雪製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 9 食肉処理業 | 18 液卵製造業 | 29 漬物製造業 |
| | 19 食用油脂製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| | 20 みそ又はしょうゆ製造業 | 31 食品の小分け業 |
| | | 32 添加物製造業 |

p.2をご覧ください

② 食品衛生法の要届出業種

①食品衛生法の要許可業種 と ③届出が不要な業種 以外の営業が届出の対象（以下は例示）

製造・加工業の例

- ・農産保存食料品製造業
- ・菓子種製造業
- ・粉末食品製造業
- ・いわゆる健康食品の製造業
- ・精米・精麦業
- ・合成樹脂製の器具 / 容器包装製造業

調理業の例

- ・集団給食（委託の場合、飲食店営業の許可になる場合あり）
- ・調理機能を有する自動販売機（高度な機能を有し、屋内に設置されたもの）
- ・水の量り売りを行う自動販売機

販売業の例

- ・乳類販売業
- ・食肉販売業（包装品のみの取扱い）
- ・魚介類販売業（包装品のみの取扱い）
- ・野菜果物販売業
- ・弁当などの食品販売業
- ・行商

p.7をご覧ください

③ 届出が不要な業種

- 1 食品又は添加物の輸入業
- 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍又は冷蔵倉庫業は届出が必要な業種）
- 3 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品又は添加物の販売業（カップ麺や包装されたスナック菓子等）
- 4 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- 5 器具・容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち 1 回の提供食数が 20 食程度未満の施設や、農家・漁業者が行う採取の一部とみなせる行為（出荷前の調製等）についても、営業届出は不要です。

①食品衛生法の要許可業種 と ②食品衛生法の要届出業種 は HACCP に沿った衛生管理を実施しなければなりません。

（合成樹脂製の器具・容器包装の製造事業者については対象外です）

営業許可申請の手続

事前相談

(営業所を管轄する保健所の食品衛生窓口)

- ・施設の工事着工前に施設の設計図等をご持参の上、施設基準に適合する内容かどうか、必ず事前にご相談ください。
- ・衛生的な管理運営をするため、施設ごとに食品衛生責任者をおかなければなりません。
- ・井戸水等を使用する場合、水質検査に適合していることが必要です。
※食品衛生責任者の資格者がいない場合や水質検査が未検査である場合は、早めにご相談ください。

申請書類の提出

申請の際に必要な書類

- 1 営業許可申請書
- 2 営業施設の構造及び設備を示す図面
- 3 許可申請手数料

水道水以外の飲用に適する水の場合における検査結果

※許可後も、1年1回以上水質検査を行い、成績書を1年間（取り扱う食品又は添加物が使用され、又は消費されるまでの期間が1年以上の場合は、当該期間）保管すること。

食品衛生責任者の氏名及びその資格を記載する必要があります。

→添付は不要ですが、食品衛生責任者の資格を証する書類（養成講習会修了証等）を営業許可申請をする保健所へご持参いただき、資格の確認にご協力をお願いします。

※食品衛生責任者の資格がない方は、許可後速やかに食品衛生責任者養成講習会を受講してください。（食品衛生責任者についてはp.11をご覧ください。）

※令和3年6月1日以降は、食品衛生申請等システムを利用したオンライン申請が可能です。（p.10参照）

施設検査の打合せ

- ・申請の際、担当者と検査日を打合せてください。

施設検査

- ・検査の際は、営業者が立ち会ってください。
なお、施設基準に適合しない場合は許可されません。不適事項を改善し、改めて検査を受けてください。

許可証の交付

- ・令和3年6月1日以降に許可を取得した場合は、許可証が交付されます。
- ・施設基準適合確認後、許可証を作成しますが、交付までには数日かかりますので、開店日についてはあらかじめ打ち合わせてください。

営業開始

- ・営業施設の見やすい場所に、営業許可証を掲示してください。
（※石川県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例（令和3年石川県条例第9号）附則の規定により、改正前の食品衛生法施行細則第14条の許可の標識についても使用することができます。）

経過措置（営業許可）

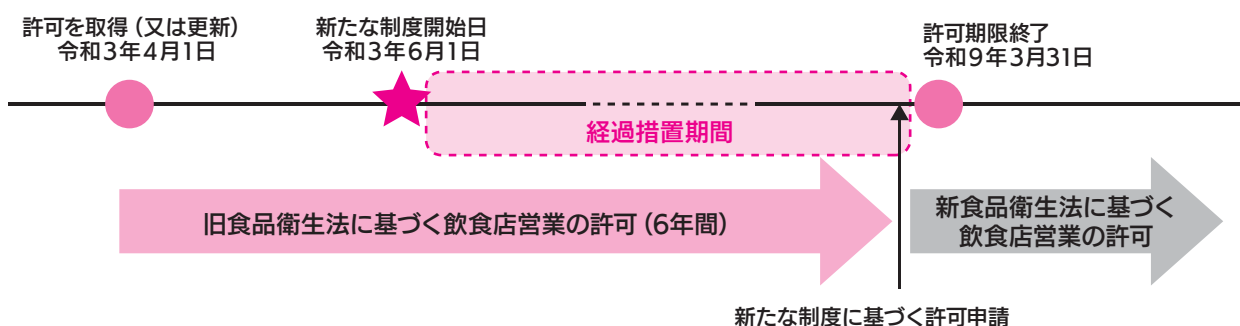
今回の法改正では、新たな許可制度が施行され、現在、営業している事業者であっても、原則新規で許可を取得又は届出をする必要があります。ただし、事業者の事業継続に配慮し、事業者の業種等に応じて、以下の例のように一定期間、新規許可の申請を猶予するなどの経過措置がとられています。

なお、令和3年6月1日以降に新たに営業を開始する場合は経過措置の対象とならず、営業開始までに新制度に基づく許可又は届出が必要になります。

1 現在、許可を取得して営業しており、令和3年6月1日以降も許可業種である場合は、現在取得している許可の有効期間の満了まで、現許可のまま引き続き営業することができます。

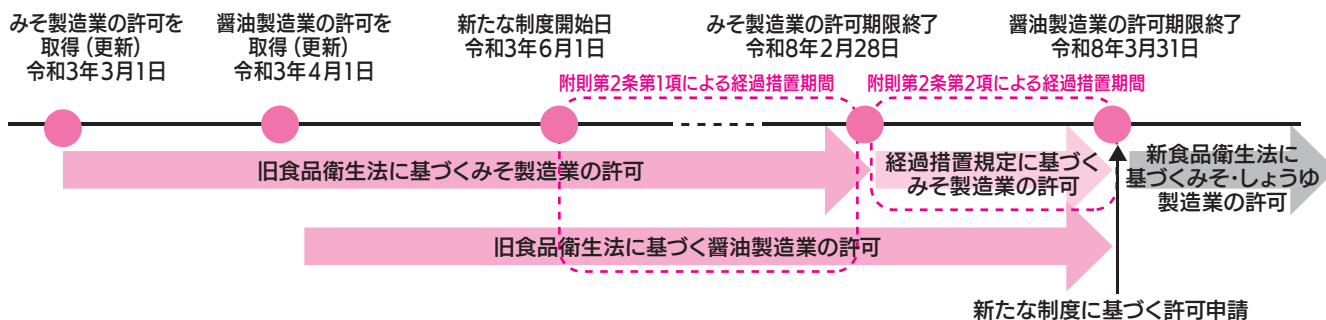
ただし、有効期間の満了日までに、新たな許可制度に基づく新規の許可申請を保健所に行い、施設の検査を受け、許可を得る必要があります。

（例）現在、飲食店営業を取得しており、令和3年6月1日以降も引き続き営業する場合



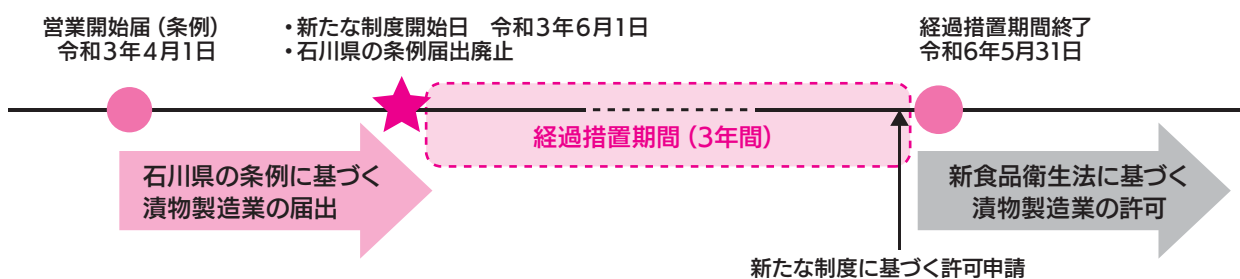
2 改正前の許可業種のうち、**みそ製造業と醤油製造業、食用油脂製造業とマーガリン又はショートニング製造業の双方の許可**を取得して同一の施設内でそれぞれ製造を行ってきた場合は、令和3年6月1日以降に、いずれか一方の業種の期限が到来しても、もう一方の業種の期限の到来までは、引き続き営業することができます。

（例）みそ製造業と醤油製造業の双方の許可を取得して同一の施設内でそれぞれ製造を行ってきた場合



3 今回の改正で**新たに許可業種に指定される業種**については、その対応に相当の労力を要すると見込まれることから、**令和3年6月1日の時点で既に営業している方**に関しては、許可の取得に3年間の経過措置期間が設けられています。

（例）漬物製造業を既に営業しており、令和3年6月1日以降も引き続き営業する場合



【新規】 営業許可申請書の書き方 (表面)

令和〇年 〇月 〇日
整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

石川県 保健所長 様

営業許可申請書・営業届 (新規) 継続)

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄□）

申請者・届出者情報	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス： shokuhin@△△△.jp		法人番号： 法人の場合、記入
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇〇		
営業施設情報	(ふりがな) しょくひん たろう	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 食品 太郎		
	昭和〇年 〇月 〇日生		
	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス： restaurant-taro@△△△.jp		
	施設の所在地 白山市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	(ふりがな) れすとらん たろう		
	施設の名称、屋号又は商号 レストラン太郎		
	(ふりがな) しょくひん はなこ	資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	受講した講習会 都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む)
	講習会名称 〇〇協会 〇年 〇月 〇日		
食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 食品 花子		主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 調理品	
自動販売機の型番 (自動販売機営業の場合、記入)		業態 洋食店	
HACCPの取組 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報 指定成分等含有食品を取り扱う施設 該当する場合、チェック → <input type="checkbox"/>			
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 該当する場合、チェック → <input type="checkbox"/>			
営業の形態		備考	
1			
2			
3			
担当者	(ふりがな) しょくひん じろう 担当者氏名 食品 次郎	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

食管：食品衛生管理者
食監：食品衛生監視員
調：調理師
製：製菓衛生師
栄：栄養士
船舶：船舶料理士
と畜：と畜場法に規定する衛生管理責任者又は作業衛生責任者
食鳥：食鳥処理法に規定する食鳥処理衛生管理者

食品衛生責任者については p.11 をご覧ください。

取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装の具体的な名称を記入してください。

飲食店営業の場合に、和食店、中華料理店、イタリアンレストラン、焼肉店、居酒屋などの業態を記載してください。

取り扱う主な食品、添加物、器具又は容器包装について総務省の日本標準商品分類を参照して記載してください。
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/syohuin/2index.htm

申請時に食品衛生責任者の資格者がいない場合、資格取得見込みの方を記載してください。

【新規】 営業許可申請書の書き方 (裏面)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>
営業施設情報	<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③魚肉ハム <input type="checkbox"/> ④食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ⑤調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦マーガリン <input type="checkbox"/> ⑧添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
業種に応じた情報	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合
	① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)		
	② <input checked="" type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水		
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>	
	ふぐの処理を行う施設 <input checked="" type="checkbox"/>		
	(ふりがな) しよくひん たろう		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合 食品 太郎	認定番号等	石川県 第〇〇〇〇〇号
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>	
	<input checked="" type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	飲食店営業
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

該当する場合に記載してください。

営業許可の業種を記載してください (p.1 参照)。

施設基準について

- 営業許可の対象となっている業種を営もうとする方は、施設の所在地を管轄する保健所長の許可を受けなければなりません。
- 営業施設の許可を得るためには、施設基準を満たす必要があります。
- 今改正での許可業種の見直しに合わせて、施設基準も改正されました。
- 新しい施設基準の構成は以下のようになっています。

石川県食品衛生法施行条例

別表第一 各営業に共通する基準（一部抜粋）



- 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。
- 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

別表第二 営業ごとの特定基準（一部抜粋）



- 菓子製造業
原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
- 水産製品製造業
生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。

別表第三 生食用食肉の加工又は調理をする施設、ふぐを処理する施設の基準（一部抜粋）



- 生食用食肉の加工又は調理をする施設
生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
- ふぐを処理する施設
除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施設できる容器等を備えること。

- 許可を取得する場合、各施設は「別表第一 各営業に共通する基準」を遵守し、業種に応じた「別表第二 営業ごとの特定基準」にも合致する必要があります。その他、生食用食肉やふぐを取り扱う施設は、別表第三の基準も満たす必要があります。
- 新しい施設基準は、令和3年6月1日以降に取得する許可から適用されます。
- 施設基準の詳細は、石川県のHPで確認できます。

石川県 薬事衛生課



営業届出の手続き

事前相談 (営業所を管轄する保健所の食品衛生窓口)

- 営業内容によっては、許可が必要な場合や許可も届出も不要場合がありますので、事前にご相談ください。

届出書類の提出

届出の際に必要な書類	
1	営業届出書
営業の届出についても、食品衛生責任者の氏名及びその資格を記載する必要があります。 →添付は不要ですが、食品衛生責任者の資格を証する書類（養成講習会修了証等）を営業届出をする保健所へご持参いただき、資格の確認にご協力お願いします。 ※食品衛生責任者の資格がない方は、届出後速やかに食品衛生責任者養成講習会を受講してください。（食品衛生責任者についてはp.11をご覧ください。）	

紙で保健所に提出 (p.9 参照)

食品衛生申請等システムを利用し、
オンラインで保健所に提出 (p.10 参照)

届出の受理

保健所が届出内容を確認し、問題がなければ、受理されます。

営業開始

事前届出

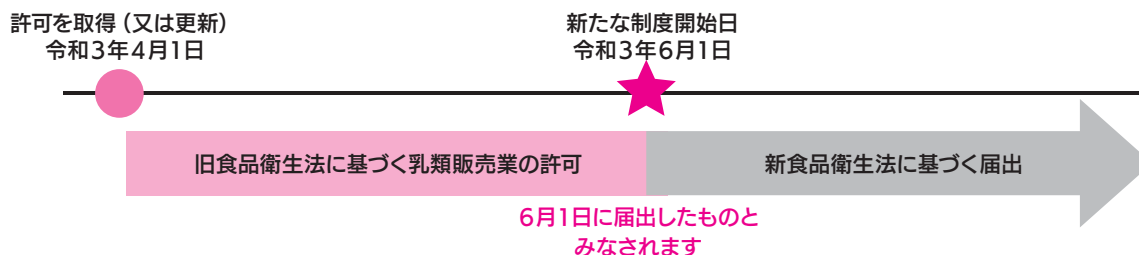
営業の届出制度は令和3年6月1日から施行されますが、それよりも前に届出制度の対象となる営業者は届出をすることができるとされました。なお、この事前届出の効果は令和3年6月1日から生じることとなります。

令和3年6月1日から、対象となる営業を行なう営業者の方は、事前の準備としてお役立ていただくとともに、円滑な制度移行のため、事前届出にご協力をお願いします。

経過措置（営業の届出）

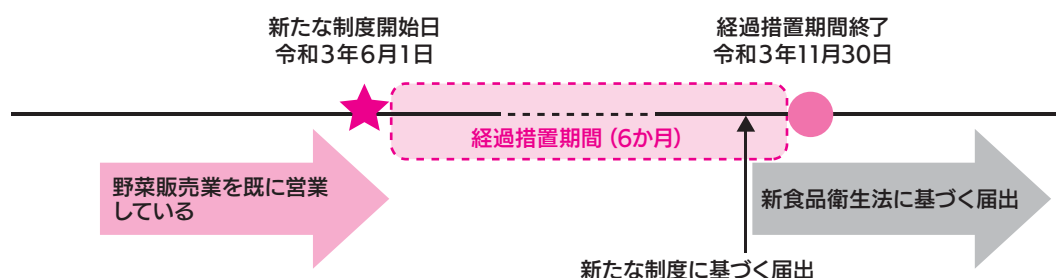
1 現在許可業種を営業しており、今回の改正で届出になる業種については、令和3年6月1日に届出したものとみなされるため、新たな営業の届出の手続きは不要です。

（例）乳類販売業、食肉販売業（包装品のみ）、魚介類販売業（包装品のみ）などの許可業種



2 1以外の場合で、今回の改正で届出になる業種のうち、令和3年6月1日の時点で既に営業している方については、6か月間の経過措置期間があり、令和3年11月30日までに届出を行う必要があります。

（例）野菜販売業を既に営業しており、令和3年6月1日以降も引き続き、営業する場合



営業届出業種

(1) 旧許可業種

- ①魚介類販売業（包装品のみ）
- ②食肉販売業（包装品のみ）
- ③乳類販売業
- ④冰雪販売業
- ⑤コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）

(2) 販売業

- ⑥弁当販売業
- ⑦野菜果物販売業
- ⑧米穀類販売業
- ⑨通信販売・訪問販売
- ⑩コンビニエンスストア
- ⑪百貨店、総合スーパー

- ⑫自動販売機による販売業（⑤コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く）
- ⑬その他の食料・飲料販売業

(3) 製造・加工業

- ⑭添加物製造・加工業（許可以外）
- ⑮健康食品の製造・加工業
- ⑯コーヒー製造・加工業（飲料の製造以外）
- ⑰農産保存食料品製造・加工業
- ⑱調味料製造・加工業
- ⑲糖類製造・加工業
- ⑳精穀・製粉業
- ㉑製茶業

- ㉒海藻製造・加工業

- ㉓卵選別包装業
- ㉔その他の食料品製造・加工業

(4) (1)～(3) 以外のもの

- ㉕行商
- ㉖集団給食施設
- ㉗器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂使用器具・容器包装）
- ㉘営業とみなされない仮設店舗における飲食提供
- ㉙その他

※営業届出業種の設定について（令和2年3月31日薬生食監発0331第2号）

【新規】 営業届出の書き方

令和〇年〇月〇日
整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

石川県 保健所長 様

営業許可申請書・**営業届** (新規) 継続)

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄□）

申請者・届出者情報	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	電子メールアドレス： shokuhin@△△△.jp	法人番号： 法人の場合、記入		
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇〇			
営業施設情報	(ふりがな) しょくひん たろう	(生年月日)		
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 食品 太郎			
	昭和〇年〇月〇日生			
	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	電子メールアドレス： store1234@△△△.jp			
	施設の所在地 白山市〇〇町〇〇 〇丁目〇番〇号			
	(ふりがな) △△ しょうてん			
	施設の名称、屋号又は商号 △△商店			
	(ふりがな) しょくひん はなこ	資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥		
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 食品 花子	受講した講習会 都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 〇〇協会 〇年〇月〇日 養成講習会		
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 農産加工品				
自動販売機の型番 (自動販売機営業の場合、記入)				
HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理				
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設 該当する場合、チェック → <input type="checkbox"/>			
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 該当する場合、チェック → <input type="checkbox"/>			
営業届出	営業の形態		備考	
	1 農産保存食料品製造・加工業			
	2 その他の食料・飲料販売業			
3 一覧から該当する営業を記入	自動車登録番号などを記入			
担当者	(ふりがな) しょくひん じろう	電話番号		
	担当者氏名 食品 次郎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
備考				

- 食管：食品衛生管理者
- 食監：食品衛生監視員
- 調：調理師
- 製：製菓衛生師
- 栄：栄養士
- 船舶：船舶料理工士
- と畜：と畜場法に規定する衛生管理責任者又は作業衛生責任者
- 食鳥：食鳥処理法に規定する食鳥処理衛生管理者

食品衛生責任者については p.11 をご覧ください。

取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装の具体的な名称を記入してください。

営業届出業種 (p.8 参照) から該当するものを記載してください。

取り扱う主な食品、添加物、器具又は容器包装について総務省の日本標準商品分類を参照して記載してください。
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/syohuin/2index.htm

届出時に食品衛生責任者の資格者がいない場合、資格取得見込みの方を記載してください。

食品衛生申請等システムの利用方法について

- ・令和3年3月現在、厚生労働省の「食品衛生申請等システム」を利用し、オンラインで営業の届出ができます。
- ・これまでの窓口での届出も引き続き行うことは可能です。
- ・営業届出の他、営業許可の申請、食品の自主回収の届出についても順次オンラインでできるようになります。

Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

①・食品衛生申請等システムにアクセスする。

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

- ・利用規約、プライバシーポリシーを確認する。



②・以下のいずれかでユーザー登録を行う。
（既にIDをお持ちの方は次の手順へ）

- ・経済産業省にて提供される法人共通認証基盤（GビジネスID）
- ・本システム専用アカウント

③必要情報を入力し、登録する。

Step 2 各種申請の手続方法

- ①食品衛生申請等システムにログインする。
- ②「営業許可の申請」又は「営業の届出」を選択する。
- ③必要事項の入力、必要書類の添付等を行う。
- ④申請又は届出する。

【システムに関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）】

※厚生労働省のホームページに記載されています。

TEL : 080-4953-0566

Mail : TJ-fas-support@tjsys.co.jp

食品衛生責任者について

許可や届出対象となる全ての施設に食品衛生責任者を定めることとなりました。

食品衛生責任者とは？

食品衛生責任者は、営業許可又は営業届出施設ごとに配置され、施設において食中毒や食品衛生法違反を起こさないように、食品衛生上の管理にあたる人のことです。

食品衛生責任者の役割は？

1. 都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること。
2. 営業者の指示に従い、施設の衛生管理にあたって中心的な役割を担うとともに、営業者に対し改善の提案をすること（営業者は、食品衛生責任者の意見を尊重すること。）。

食品衛生責任者の要件

下記の1～3のいずれかに該当する者

1. 食品衛生法に規定する食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格要件を満たす者
2. 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法に規定する衛生管理責任者又は作業衛生責任者、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理衛生管理者
3. 食品衛生責任者養成講習会を受講した者

上記の要件に該当しない場合は、食品衛生責任者養成講習会を受講してください。



食品衛生責任者養成講習会の日程等は、(公社)石川県食品衛生協会のホームページ又は協会各支所にお問い合わせください。

(公社)石川県食品衛生協会 <http://shokuren24.sakura.ne.jp/>

※受講料は有料となります。

申請・届出に関するお問い合わせ先

- 小松市・加賀市・能美市・川北町
石川県南加賀保健福祉センター 食品保健課 (小松市園町又 48 番地) 0761-22-0794
- 白山市・かほく市・野々市市・津幡町・内灘町
石川県石川中央保健福祉センター 食品保健課 (白山市馬場 2 丁目 7 番地) 076-275-2253
- 七尾市・羽咋市・宝達志水町・志賀町・中能登町
石川県能登中部保健福祉センター 食品保健課 (七尾市本府中町ソ 27 番 9) 0767-53-2482
- 輪島市・珠洲市・穴水町・能登町
石川県能登北部保健福祉センター 食品保健課 (輪島市鳳至町畠田 102 番地 4) 0768-22-2028
- 石川県健康福祉部 薬事衛生課 (金沢市鞍月 1-1) 076-225-1443

◎金沢市内で営業される方は金沢市保健所へご連絡ください。